

# 「指定地域密着型通所介護、介護予防型通所介護」

## 重要事項説明書

樹楽 湘南

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(事業所番号 1472002847 )

当事業所は利用者様に対して指定地域密着型通所介護、第一号通所事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護・要支援」と認定された方、又は「事業対象者」が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### 1. 事業者

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名   | 株式会社 あいクラフト        |
| (2) 法人所在地 | 神奈川県平塚市西八幡3丁目1番44号 |
| (3) 電話番号  | 0463-71-5186       |
| (4) 代表者氏名 | 相原 清               |
| (5) 設立年月日 | 平成 24 年 8 月 1 日    |

### 2. 事業所の概要

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| (1) 事業所の種類  | 地域密着型通所介護、介護予防型通所介護 |
| (2) 事業所の名称  | 樹楽 湘南               |
| (3) 事業所の所在地 | 神奈川県平塚市西八幡3丁目1番45号  |
| (4) 電話番号    | 0463-74-5633        |
| (5) 管理者     | 相原 清                |
| (6) 開設年月日   | 平成 24 年 12 月 1 日    |
| (7) 利用定員    | 10人                 |

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

平塚市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	8:00～18:00 (左記は基本であり随時受付可能です) ただし、延長サービスを提供する場合は午前8時から最大午後21時までとする。
サービス提供時間	9:00～17:00

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者様に対して指定地域密着型通所介護、第一号通所事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管理者	常勤 1 名	計 1 名
生活相談員	常勤 2 名 非常勤 3 名	計 5 名
介護職員	常勤 2 名 非常勤 8 名	計 10 名
看護職員	非常勤 2 名	計 2 名
機能訓練指導員	非常勤 1 名	計 1 名

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者様に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |  |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割または8割または7割(利用者負担割合による負担額)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 入浴

- ・入浴または清拭を行います。

② 排泄

- ・利用者様の排泄の介助を行います。

③ 送迎サービス

- ・利用者様の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

④ 食事

- ・家庭的な美味しい食事を提供します。

(食事時間) 12:00～13:00

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により利用者様の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の維持・低下を防止するよう努めます。

⑥ 生活指導

- ・利用者様の生活面での指導・援助を行います。  
各種レクリエーションや健康体操等を実施します。

⑦ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者様の全身状態の把握を行います。

⑧ 相談及び援助

- ・利用者様とご家族からの各種ご相談や問題解決に向けて取り組みます。

⑨ 延長サービス

- ・サービス提供時間より9時間以上経過後から最大21時までの間は、介護保険による延長サービスのご利用が可能です。

※ 介護保険制度改定に伴いサービスに変更があった場合、別紙にて担当者よりご説明し利用者様の同意をいただきます。

〈サービス料金 介護給付費〉

(1) 別紙の通りとします。

利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。(サービス料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります)

☆介護保険の給付額や負担率に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更します。

☆介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合があります。その場合には、一旦1日当たりの利用料(全額自己負担)を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

☆サービス提供証明書を後日、市の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

※認知症加算に該当する利用者様につきましては、60単位分の金額が発生いたします。この他、加算の追加があった場合は相当単位分の金額が発生いたします。

※送迎料金は、サービス料金に含まれます。

当施設で送迎サービスを行わない場合に下記の通り減額されます。

【1割】要介護者は、片道50円/日

事業対象者、要支援1の方は393円/月、要支援2の方は786円/月が減額されます。

【2割】要介護者は、片道99円/日

事業対象者、要支援1の方は786円/月、要支援2の方は1,572円/月が減額されます。

【3割】要介護者は、片道148円/日

事業対象者、要支援1の方は1,179円/月、要支援2の方は2,358円/月が減額されます。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者様の負担とさせていただきます。

### ① 食事の提供（食費）

食費は1食690円（おやつ代含む）とさせていただきます。

### ② レクリエーション、クラブ活動

利用者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金、材料代等の実費をいただくこともあります。

### ③ おむつ（1枚150円）

リハビリパンツ（1枚100円）

パット類（1枚50円）

当施設のものを利用される場合は実費が必要となります。

### ④ 時間外利用料金

ご利用時間が17時を超え、前項（1）の⑨での延長加算を利用されない場合は、1時間当たり200円がお客様の自己負担となります。

### ⑤ その他費用

地域密着型通所介護、介護予防型通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者様に負担いただくことが適当と認められる費用は、利用者様の負担となります。

### ⑥ キャンセル料

利用者がサービス提供日の午前8時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は運営規程第9条のその他の料金の支払いと合わせて請求します。

### ⑦ 介護保険の適用を受けない地域密着型通所介護、介護予防型通所介護サービスを利用する場合の実費は利用者様の負担となります。

### (3) 利用料金お支払い方法

- ① 前記(1)、(2)の料金・費用はサービス利用終了後翌月15日前後に請求書を発行しますので、翌月末日に口座引落、もしくはお振込にてお支払いいただきます。
- ② 現金でのお支払いも翌月末日までとさせていただきます。

### (4) サービス利用の中止

利用予定日の前に、利用者様の都合により、地域密着型通所介護、介護予防型通所介護サービスの利用を中止することができます。この場合には実施日の当日午前8時までに事業所に申し出てください。

**【連絡先】** (電話番号) 0463-74-5633

---

### (5) サービス利用の変更

利用者様が地域密着型通所介護、第一号通所事業サービスの変更等を希望する場合は、いつでも事業所に申し出てください。

該当利用者様に係る居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへの連絡、その他の必要な援助を行います。

## 6. 苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者様・ご家族からの苦情に迅速、適切に対応します。また、本事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 [職名] 管理者：相原 清

受付時間 月曜日～日曜日 (9:00～18:00) 電話番号：0463-74-5633

担当者が不在の場合の対応

生活相談員が対応するとともに、確実に担当者に引き継ぐ体制を敷いている。

### (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

#### ① 苦情原因の把握

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問をし、状況の聞き取りや事情確認を行う。

#### ② 検討会の開催

管理者は機能訓練指導員、介護職員、生活相談員等に事実関係の確認を行う。相談担当者は把握した状況をスタッフとともに検討を行い、対応を検討する。

#### ③ 改善の実施

検討会の結果を踏まえ、改善策を実施する。

#### ④ 解決困難な場合

事業所において処理しえない内容については、行政窓口や国民健康保険団体連合会等の関係機関との協力により、対応方法を利用者様の立場に立って検討、対処する。

⑤ 再発防止

改善内容を元に再発防止に向けた研修や設備を整える。

⑥ 事故発生時の対応

事故発生時には、管理者が事実確認を速やかに行い、把握した状況を関係者に報告する。

対処方法を事業所内で検討し、対処した上で関係者へ結果報告する。

事業所において処理しえない内容については、行政窓口や国民健康保険団体連合会等の関係機関との協力により、対応方法を利用者様の立場に立って検討、対処する。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

平塚市役所 介護保険課	所在地 平塚市浅間町9番1号 電話番号 0463-21-8790 受付時間 8:30~17:00(土・日及び祝日は除く)
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 横浜市西区楠木町27番地1 電話番号 045-329-3447 受付時間 8:30~17:15(土・日及び祝日は除く)
平塚市役所 地域包括ケア推進課 (第一号通所事業の場合)	所在地 平塚市浅間町9番1号 電話番号 0463-20-8210 受付時間 8:30~17:00(土・日及び祝日は除く)

7. 事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村、家族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターへの連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

8. 地域との連携について

- 1 事業所は、地域密着型通所介護、第一号通所事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- 2 地域密着型通所介護事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置します。
- 3 運営推進会議の開催は、概ね6ヶ月に1回以上とします。
- 4 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有するものとします。
- 5 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とします。

- 6 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、必要時は当該記録を公表します。

## 9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者・相原 清
-------------	----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

## 10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 11. 非常災害対策について

- ① 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します
- ② 事業者は、防災計画に基づき、年2回、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ③ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

## 12. 衛生管理等について

- (1) 指定地域密着型通所介護、介護予防型通所介護サービスの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

**13. 業務継続計画の策定等について**

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護、介護予防型通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

**14. 緊急時における対応方法について**

サービス提供中に病状の急変などがあつた場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画又は支援計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病 院 名 及 び 所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先 1 (家族等)	氏名（続柄）	(      )
	住 所	
	電 話 番 号	
緊急時連絡先 2 (家族等)	氏名（続柄）	(      )
	住 所	
	電 話 番 号	

## 15. サービスの第三者評価の実施について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行いません。

### サービス利用に当たっての留意事項

- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 施設内での他の利用者様に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

# 「特別サービス」重要事項説明書

樹楽 湘南

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護・要支援」又は「事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護・要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名   | 株式会社 あいクラフト        |
| (2) 法人所在地 | 神奈川県平塚市西八幡3丁目1番44号 |
| (3) 電話番号  | 0463-71-5186       |
| (4) 代表者氏名 | 相原 清               |
| (5) 設立年月日 | 平成 24 年 8 月 1 日    |

## 2. 事業所の概要

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| (1) 事業所の種類  | 指定地域密着型通所介護、<br>介護予防型通所介護 |
| (2) 事業所の名称  | 樹楽 湘南                     |
| (3) 事業所の所在地 | 神奈川県平塚市西八幡3丁目1番45号        |
| (4) 電話番号    | 0463-74-5633              |
| (5) 管理者     | 相原 清                      |
| (6) 開設年月日   | 平成 24 年 12 月 1 日          |
| (7) 利用定員    | 10人(宿泊5人)                 |

### 3. 特別サービスの内容と利用料金

名 称	内 容	利用料金
朝食・夕食サービス	朝食及び夕食もご提供します。一人暮らしの在宅生活でも地域密着型通所介護、第一号通所事業と併用することで3食栄養バランスの取れた食事を摂っていただけます。	朝食 350 円/食 夕食 680 円/食
洗濯サービス	汚れ物及び入浴等の必要時に洗濯をさせていただきます。	150 円/回
シーツ交換サービス	夜間利用される際にシーツ等を交換します。	220 円/枚
夜間サポートサービス	夜間利用される方の、17:00 から翌朝 9:00 までの夜間介護サービスを責任を持って提供させていただきます。	2,000 円/泊
送迎サービス	平塚市を越えて送迎を行います。	21 円/km
保険外介護予防通所介護 (9:00~17:00)	介護保険外、実費での第一号通所事業サービスです。	5,000 円/回
通院 (外出) サポート	実費での通院 (外出) サービスです。	最初の 3 時間 3,500 円 以降 1,200 円/時

#### 4. 苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者様・ご家族からの苦情に迅速、適切に対応します。また、本事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

##### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 [職名] 管理者：相原 清

受付時間 月曜日～日曜日（9：00～18：00）電話番号：0463-74-5633

担当者が不在の場合の対応

生活相談員が対応するとともに、確実に担当者に引き継ぐ体制を敷いている。

##### (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

###### ① 苦情原因の把握

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問をし、状況の聞き取りや事情確認を行う。

###### ② 検討会の開催

管理者は機能訓練指導員、介護職員、生活相談員等に事実関係の確認を行う。

相談担当者は把握した状況をスタッフとともに検討を行い、対応を検討する。

###### ③ 改善の実施

検討会の結果を踏まえ、改善策を実施する。

###### ④ 解決困難な場合

事業所において処理しえない内容については、行政窓口や国民健康保険団体連合会等の関係機関との協力により、対応方法を利用者様の立場に立って検討、対処する。

###### ⑤ 再発防止

改善内容を元に再発防止に向けた研修や設備を整える。

###### ⑥ 事故発生時の対応

事故発生時には、管理者が事実確認を速やかに行い、把握した状況を関係者に報告する。

対処方法を事業所内で検討し、対処した上で関係者へ結果報告する。

事業所において処理しえない内容については、行政窓口や国民健康保険団体連合会等の関係機関との協力により、対応方法を利用者様の立場に立って検討、対処する。

##### (3) 行政機関その他苦情受付機関

平塚市役所 介護保険課	所在地	平塚市浅間町9番1号
	電話番号	0463-21-8790
	受付時間	8：30～17：00(土・日及び祝日は除く)

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 横浜市西区楠木町27番地1 電話番号 045-329-3447 受付時間 8:30～17:15(土・日及び祝日は除く)
平塚市役所 地域包括ケア推進課 (第一号通所事業の場合)	所在地 平塚市浅間町9番1号 電話番号 0463-20-8210 受付時間 8:30～17:00(土・日及び祝日は除く)

## 5. 事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村、家族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターへの連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

## 6. 地域との連携について

- 1 事業所は運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- 2 事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置します。
- 3 運営推進会議の開催は、概ね6ヶ月に1回以上とします。
- 4 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び知見を有するものとします。
- 5 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とします。
- 6 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、必要時は、当該記録を公表します。

## 7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者・相原 清
-------------	----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

## 8. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 9. 非常災害対策について

- ① 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します
- ② 事業者は、防災計画に基づき、年2回、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ③ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

## 10. 衛生管理等について

- (1) 事業者は、サービスの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12. 緊急時における対応方法について

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画又は支援計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病 院 名 及 び 所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先 1 (家族等)	氏名 (続柄)	( )
	住 所	
	電 話 番 号	
緊急時連絡先 2 (家族等)	氏名 (続柄)	( )
	住 所	
	電 話 番 号	

## 13. サービスの第三者評価の実施について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行いません。